

開東社会保険ニュース

No. 260

令和 2(2020)年 10 月

新型コロナの影響を受けた最低賃金と安全衛生管理

1. 令和 2 年度地域別最低賃金

10 月に入り、令和 2 年度の地域別最低賃金の改定額が発効されています。最低賃金の引上げを行ったのは 40 県で、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、1 円～3 円の引上げでした。東京都の最低賃金は引き上げられませんでした。以下は首都圏の決定内容です。

都道府県名	(新)時間額※	前年の時間額	発効日	注意点
東京都	1,013 円	同左	—	※特定地域内の特定の産業に設定される特定最低賃金が適用となる事業場は、高い方が適用されません。厚生労働省のホームページなどでご確認ください。
神奈川県	1,012 円	1,011 円	10 月 1 日	
埼玉県	928 円	926 円	同上	
千葉県	925 円	923 円	同上	
茨城県	851 円	849 円	同上	
栃木県	854 円	853 円	同上	
群馬県	837 円	835 円	10 月 3 日	
山梨県	838 円	837 円	10 月 9 日	

2. 安全衛生管理

労働安全衛生法の定める安全衛生管理については法が変わったわけではありませんので、原則を意識しながら社会情勢をみてすすめるようにしてください。

年度当初に出た「新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け)」では、以下のように紹介されています。

健康診断の実施

労働安全衛生法等に基づく健康診断については、いわゆる“三つの密”を避け、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において、実施してください。

また、令和 2 年 6 月末までの間に、健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和 2 年 10 月末までに実施してください。なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず 10 月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があります。

現時点では健康診断の予約が取りにくい機関もあると聞きます。できる範囲で臨機応変な対応が望まれます。

安全委員会等の開催（衛生委員会も含みます）

安全委員会等については、法令に基づき毎月 1 回以上開催する必要があり、開催するに際しては、事業場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応等についても議題に含めるなど、積極的な調査審議に努めていただきますようお願いいたします。

以下の、8 月 27 日に出された通達も併せて確認してください。

情報通信機器を用いた安全委員会等の開催について（基発 0827 第 1 号）

情報通信機器を用いた安全委員会等の開催においても、事業場における安全衛生に係る問題の十分な調査審議が確保されるよう、以下に留意の上、事業場の実情に応じた適切な方法で運営することとされています。

○情報通信機器の要件

委員が容易に利用でき、映像・音声等の送受信が常時安定しており委員相互の意見交換等を円滑に実施することが可能であり、情報漏洩防止や不正アクセス防止の措置が講じられていること。

○安全委員会等の運営に関する要件

即時に委員相互の円滑な意見交換等が行われるか、即時性がないメールなどのやり取りであっても事前に資料送付し意見や議論の経緯が確認でき、意見調整の方法や体制ができれば差支えない。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <http://www.kaito-sr.com/>

Facebook ページ

<https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断転載は禁止
しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降の FAX がご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX 03-3369-2711